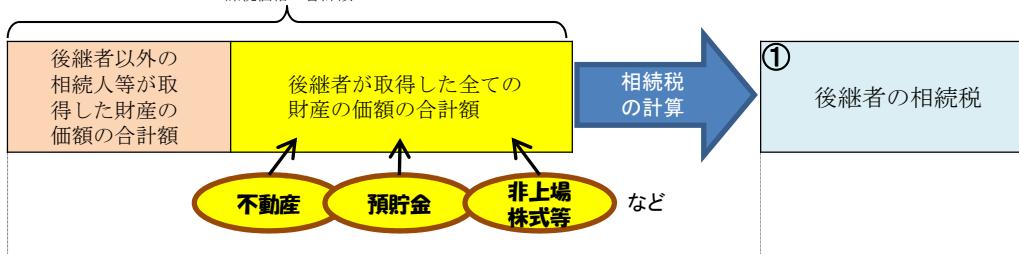


<納税が猶予される相続税などの計算方法>

ステップ1

課税価格の合計額に基づいて計算した相続税の総額のうち、後継者の課税価格に対応する相続税を計算します。

課税価格の合計額



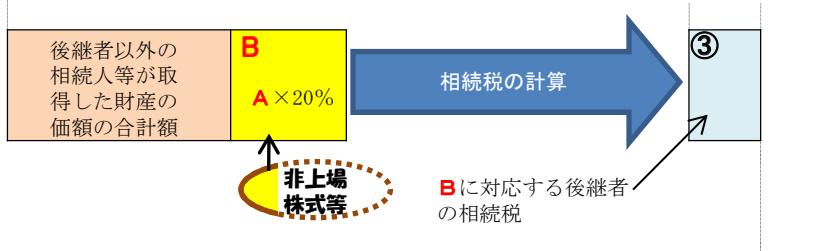
ステップ2

後継者が取得した財産が**特例の適用を受ける非上場株式等のみ**であると仮定した相続税の総額のうち、Aに対応する後継者の相続税を計算します（債務や葬式費用がある場合は、非上場株式等以外の財産から先に控除します。）。



ステップ3

後継者が取得した財産が**特例の適用を受ける非上場株式等の20%のみ**であると仮定した相続税の総額のうち、Bに対応する後継者の相続税を計算します。



ステップ4

「②の金額」から「③の金額」を控除した残額が「**納税が猶予される相続税(④の金額)**」となります。

※ 「①の金額」から「**納税が猶予される相続税(④の金額)**」を控除した「**⑤の金額(納付税額)**」は、相続税の申告期限までに納付する必要があります。

④	猶予税額	⑤	納付税額
---	------	---	------

「A」の算定に当たり、後継者が負担した債務や葬式費用の金額がある場合には、非上場株式等以外の部分から先にその金額を控除して計算します。

「A」の算定に当たり、この特例の適用を受ける非上場株式等に係る会社等が一定の外国会社又は医療法人の株式等を有する場合には、その外国会社又は医療法人の株式等を有していないなかったものとして計算した価額となります。また、上場株式等を1銘柄につき発行済株式総数等の3%以上保有する場合についても、その上場株式等を保有していないかったものとして、計算した価額となります。

◆ 特例の対象となる非上場株式等の数

この特例の対象となる非上場株式等の数は、次のa、b、cの数を基に下表の区分の場合に応じた数が限度となります。

「a」…後継者（相続人等）が相続等により取得した非上場株式等の数

「b」…後継者が相続開始の前から保有する非上場株式等の数

「c」…相続開始の直前の発行済株式等の総数

区分	特例の対象となる非上場株式等の限度数
1 a+b < c×2÷3の場合	非上場株式等の数（a）
2 a+b ≥ c×2÷3の場合	発行済株式等の総数の3分の2から非上場株式等の数（b）を控除した数（c×2÷3-b）

(注) 1 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限ります。

2 この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限ります。